

平成 19 年 度

監 査 報 告

第 1 回 定 期 監 査 結 果 報 告

第 1 回 財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

横 浜 市 監 査 委 員

目 次

監査結果の概要と指摘事項等の定義	1 ページ
第 1 定期監査（事務関係）	2 ページ
第 2 定期監査（工事・工事テーマ関係）	20 ページ
第 3 財政援助団体等監査	28 ページ
監査を終わって	33 ページ

監査報告第4号
平成20年1月15日

横浜市 長 中田 宏 様

横浜市監査委員	布 施	勉
同	須須木	永 一
同	山 口	俊 明
同	福 田	進
同	和 田	卓 生

平成19年度第1回定期監査及び
第1回財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果を
次のとおり提出する。

監査結果の概要と指摘事項等の定義

平成18年度から3E（経済性・効率性・有効性）の観点を中心とした行政監査（評価）を導入したことを契機として、従来からの手法による監査と評価手法による監査それぞれにふさわしい「監査結果の定義」を整理する必要があったことから、平成19年7月に「監査指摘事項等の整理」を行った。今回の監査は、次のとおり、整理した定義に基づいて実施した。

今回の監査における各区分の件数は次のとおりである。

	指摘事項	うち措置済事項		意見	合計	
		指摘事項	うち措置済事項			
定期監査（事務関係）	13件	(2件)	9件	(5件)	3件	25件
定期監査（工事関係）	5件	(5件)	2件	(2件)	0件	7件
うち 工事テーマ関係	3件	(3件)	0件	(0件)	0件	3件
財政援助団体等監査	1件	(0件)	6件	(2件)	0件	7件
合計	19件	(7件)	17件	(9件)	3件	39件

平成19年7月9日監査委員会議決定「監査指摘事項等の整理について」（抜すい）

【財務監査】

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果(指摘等)に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法
第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

第1 定期監査(事務関係)

1 監査の対象及び範囲

主として平成18年4月1日から平成19年8月31日までに執行された財務に関する事務について、次の局及び区を対象に監査を行った。

(1) 財務に関する事務全般について実施した局及び区

- ア 安全管理局
- イ 教育委員会事務局
- ウ 選挙管理委員会事務局
- エ 港南区（総務部及び土木事務所）
- オ 緑区（総務部及び土木事務所）
- カ 青葉区（総務部及び土木事務所）

(2) 財務に関する事務のうち、財政援助団体等監査の対象となった団体に関する事務について実施した局

- ア 経済観光局
- イ 港湾局

2 監査の期間

平成19年9月14日から平成19年12月13日まで

3 監査の方法

今回の監査は、監査対象とした局及び区の財務に関する事務（収入、支出、契約、検査、財産管理等）が、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、また、事務、事業等が効率的・効果的に執行されているか、などについて実施した。

また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

対象とした局及び区の手事は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

このほか、教育委員会事務局の一部事務並びに港南区、緑区及び青葉区3区の

土木事務所の一部事務については、第2回定期監査においても継続して監査を行うこととしたことから今回の報告書には掲載していない。

なお、財政援助団体等監査の対象となっている各団体に関する事務において改善、検討の必要があると認められた事項については、財政援助団体等監査結果報告を参照されたい。

また、監査の期間中に、監査対象とした局及び区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した（以下の監査においても同様）。

【指摘事項】

(1) 安全管理局

ア 消火栓標識柱の適正な管理等について

消火栓標識柱（以下「標識柱」という。）は、地中に設置された消火栓の位置を示すために道路上に設置されている。この標識柱の設置については、道路交通法に基づく道路使用許可と道路法に基づく道路占用許可が必要である。

この道路占用許可申請については、平成16年度までは横浜市防火協会が、その後は消防署長が手続を行い、標識柱はA株式会社（以下「設置者」という。）が設置し、維持管理を行っている。また、その管理経費に充てるため一定の場所では標識柱に広告看板を掲出している。

については、標識柱については道路上の標識であることから、占用物件に係る事故が生じた場合の取扱い等について安全管理局と設置者との間で協定を締結されたい。（計画課）



〈広告付き消火栓標識〉

【意見】 <地方自治法第199条第10項>

横浜市はネーミングライツ等広告料収入の確保に取り組んでいるところであるが、この広告看板の設置に当たっては道路占用料が減免されているので、減免率を見直すか、広告料のあり方について関係機関等と協議し、横浜市の収入増につながる検討を行われたい。

イ 感染性廃棄物処理業務委託に係る検査業務について

契約に係る検査の取扱いについて、「横浜市物品及び役務検査事務取扱規程」によれば、契約の履行を履行場所において確認できない場合、写真、日誌その他契約の履行を確認し得る記録により、検査を行うことができ、検査を終了したときは、遅滞なく検査調書を作成することとされている。

そこで、安全管理局における「感染性廃棄物処理委託」の検査事務について確認したところ、最終処分まで適正に処理されたことが確認できる「産業廃棄物管理票」に基づく検査を行わず、検査調書を作成していた。

については、適切な検査が行えるよう事務処理方法を改められた
い。（救急課）【措置済み】

【対象局が講じた措置内容】

安全管理局では、平成19年12月検査確認分から、「産業廃棄物管理票」を救急課でもデータ化して保管し、それに基づいて委託業務の履行確認を行い、検査調書を作成するよう改めた。



(2) 教育委員会事務局

ア 公金外現金の適正な取扱いについて

公金外現金については、公金と同様、厳正な取扱いが求められているが、教育委員会事務局が所管している12団体の事務取扱をみたところ、次のとおり不適正な事務処理が見られた。

(ア) 「公金外現金事務処理要領」（以下「要領」という。）に基づく帳簿等
がなかったもの

a 現金預金出納帳（第2号様式）

（学校支援・地域連携課、施設管理課及び特別支援教育課）

b 収入伝票（第7号様式）または支出伝票（第8号様式）

（学校支援・地域連携課、施設管理課及び特別支援教育課）

(イ) 公金外現金としての管理が不適正であったもの

平成16年度まで活動を行っていた2団体について、活動資金（約190万円）を預金したまま、通帳と印鑑を鍵のかかるロッカーで保管していたもの（施設管理課）

(ウ) 決裁を経ないで事務処理を行っていたもの

a 決裁を経ないで銀行窓口で口座預金の出し入れを行っていたもの

(研究研修指導課及び生涯学習課)

b 決裁を経ないでキャッシュカードにより預金機で口座預金の出し入れを行っていたもの(小中学校教育課及び研究研修指導課)

c 決裁を経ないで、銀行口座から約181万円を引きおろし、現金による出納を行い、約2か月後に金庫に保管していた残金約125万円を元の銀行口座に戻していたもの(生涯学習課)

d 職員が銀行窓口で支払った手数料について、適切な決裁手続を行っていなかったもの(小中学校教育課及び特別支援教育課)

また、要領によると、団体の所管局区長は、「毎年1回以上所属職員の公金外現金の取扱について監査しなければならない。」とされているが、平成18年度は実施していなかった。(総務課)

公金外現金については、取扱状況の把握、事務処理方法、検査、従事する職員の指導及び新たに公金外現金を取り扱う際の決定等事務取扱全般について取扱責任を明確にし、事務を掌握することが求められている。

については、公金と同様に厳格な管理体制のもと要領に基づき事務処理を行うよう改められたい。

なお、特別支援教育課においては、委託業務の実施にあたり、委託先名義の銀行口座に振り込んだ委託料により、委託先に代わり事務執行をしている不適切な事務手続が見受けられたので、適切な執行方法となるよう検討されたい。(特別支援教育課)

(参考) 「公金外現金」とは、

本市以外の各種団体の所有に属する金銭(現金・預貯金・郵便切手等)で、業務の関係上本市職員が出納保管せざるを得ないものをいう。

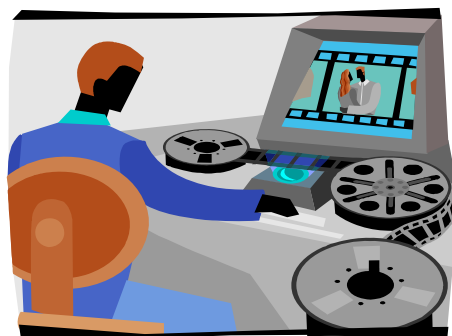
「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」の適用外の現金で、「公金外現金事務処理要領」に基づき事務処理が行われており、公金と同様、厳正な取扱を行わなければならないとされている。

イ 中央図書館における手数料の現金出納事務について

中央図書館では、マイクロフィルム複写手数料を5台の金銭支払機により徴収しており、収入金は1か月に15,000円程度となっている。

その管理状況についてみたところ、収納した金銭の会計管理者への払込は毎月1回となっており、また、日ごとの収入金額を記録する日計表は作成されていなかった。

現金出納事務については、事故防止の観点から公正・確実かつ迅速な処理が求められるため、会計管理者と協議の上、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」に基づいて現金が適切に管理できる事務処理に改められたい。（調査資料課）



ウ 前渡金口座等の不適切な管理について

前渡金等の管理に使用する預金口座（以下「前渡金口座」という。）の状況等について、今回の監査対象課（担当を含む）18課を全て調査したところ、12課において、次のようなものが見受けられた。

(ア) 平成14年度職員選挙事務応援旅費800円が、平成15年4月から約4年6か月間前渡金口座に留め置かれていた。

また、平成17年3月嘱託員旅費13,580円が、平成17年5月から約2年4か月間前渡金口座に留め置かれていた。（教職員人事課）

(イ) 平成17年1、2月分の嘱託員及び職員旅費49,000円が、平成17年4月から約2年5か月間前渡金口座に留め置かれていた。（小中学校教育課）

※(ア)、(イ)については、当初、支払目的が不明であったが、その後の調査で内容が判明した。

(ウ) 平成17年度講師謝金30,000円が、平成17年7月から約9か月間前渡金口座に留め置かれていた。（生涯学習課）

(エ) 平成18年度以降において、1か月間以上現金が前渡金口座に留め置かれていた。(学校支援・地域連携課、職員課、学校計画課、教職員人事課、小中学校教育課、サービス課及び研究研修指導課)



(オ) 平成18年度分の学校用務員等旅費支給事務において、学校への送金額を誤ったことなどにより一部の旅費支給事務が完了していなかった。

また、平成18年度9月分出張旅費の一部が二重に支払われており、戻入処理が完了していなかった。(職員課)

(カ) 特別支援学校の嘱託員に関する出張旅費について、前渡金管理者が支払を学校長へ依頼したが、4校で現金が長期間支払われていなかった。

(特別支援教育課)

(キ) 前渡金受払簿について、記載漏れなどの事例が見受けられた。

(施設管理課、教職員労務課、教育相談課及びサービス課)

なお、各課では、課長の人事異動に伴い、前渡金管理者の引継ぎを行っているが、使用目的が分からない現金や長期間留め置かれた現金について処理されていなかった。

については、前渡金事務は、事故防止の観点からも厳格な取扱いが求められるので、各課においては、チェックを強化するとともに、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」等に基づく適正な事務手続が行われるよう局全体に周知徹底し、再発防止に努められたい。

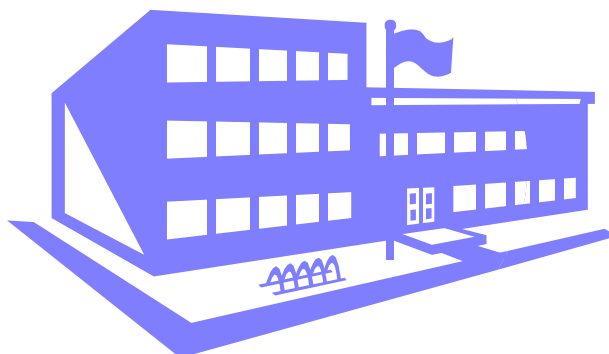
エ 市立学校における学校長専決契約について

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）のうち、7校の学校について、契約事務手続を確認したところ、次のような事例が見受けられた。

- (ア) 校舎等の修繕や合計金額100,000円以上の物品の購入において、見積合わせを行っていなかったもの（大綱中学校及び戸塚小学校）
- (イ) 学校では決定できない合計金額400,000円以上の物品（印刷機及び架台）の購入について、2件に分割して発注していたもの
（瀬谷中学校及び金沢高等学校）
- (ウ) 校舎等の修繕や合計金額100,000円以上の物品の購入において、一般競争入札有資格者名簿（以下「名簿」という。）未掲載の者を含めて、見積合わせを行っていたもの
（大綱小学校、戸塚小学校、瀬谷小学校、大綱中学校、戸塚中学校及び瀬谷中学校）
- (エ) 合計金額15,000円以上100,000円未満の物品の購入において、名簿未掲載の者と契約していたもの
（大綱小学校、瀬谷小学校、大綱中学校、戸塚中学校及び瀬谷中学校）

については、「横浜市立学校 学校配当予算執行要領」にも記載されているとおり、各学校においては、「横浜市契約規則」や「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」等に基づく適正な事務手続を遵守されたい。

また、教育委員会事務局の執行予算配当各課においては、各学校への指導に努められたい。（学校支援・地域連携課、小中学校教育課、施設教育課及び健康教育課）



オ 市立学校における準公金の取扱いについて

市立学校が取扱う公金以外の現金で公的性質を有するもの（以下「準公金」という。）について、市立学校のうち11校の事務取扱状況を見たところ、金銭出納簿、支出伝票が作成されておらず、また、保護者代表による確認がされていない状況が散見された。



(ア) 金銭出納簿が作成されていなかったもの

中川西小学校（学年費の一部の学年）、いずみ野小学校（校外学習費の一部の学年・横浜市安全教育振興会賛助金、児童・生徒の保護者に対する給付金等）、戸塚中学校（学校行事の際の地域からの祝金）、いずみ野中学校（各種掛金等、児童・生徒の保護者に対する給付金等）

(イ) 支出伝票が作成されていなかったもの

いずみ野小学校（横浜市安全教育振興会賛助金）、瀬谷中学校（学校行事の際の地域からの祝金）

(ウ) 収支の状況について保護者代表による検査が受けられていないもの

戸塚小学校（学校行事の際の地域からの祝金）、大綱小学校（学校行事の際の地域からの祝金）、中川西小学校（学年費）、いずみ野小学校（校外学習費）、瀬谷小学校（校外学習費の一部の学年、保健費及び学校行事の際の地域からの祝金）

各学校においては、「市立学校準公金取扱要領」に従って、適正な事務処理を行うよう改められたい。

カ タクシーチケットの管理及び使用について

教育委員会事務局の18課が保有しているタクシーチケットの管理について見たところ、次のような状況が見られた。

- (ア) 各小中学校への出張の際に使用するため、市内を6地域に分けた各地域を総括するため各拠点校にいる指導主事（6人）にあらかじめまとめて1冊（50枚綴り）渡しているタクシーチケットの取扱いを見たところ、4地域では受払簿が作成されないままチケットが使用されていた。（小中学校教育課）



- (イ) 生徒の緊急時対応のため、各特別支援学校10校にあらかじめまとめて1冊（50枚綴り）渡しているタクシーチケットの取扱いを見たところ、各特別支援学校では所定の受払簿が整備されないままチケットが使用されていた。（特別支援教育課）
- (ウ) 平成18年度末時点で未使用となっていた15枚のチケットについて確認したところ、年度の切り替えに伴って廃棄したとされていたが、その記録はなかった。（生涯学習課）

タクシーチケットの使用に当たっては、「タクシー利用に係る管理運用の取扱いについて（通知）」（平成5年12月24日総務局長通知）に基づいて、適正に取扱われるよう改められたい。

キ 大学奨学金等貸付金の債権管理について

【意見】 <地方自治法第199条第10項>

横浜市奨学条例に基づき、平成18年度は、大学奨学金約2,059万円、高校入学資金224万円を貸付金として支出している。

そこで、平成18年度に返還期日が到来した大学奨学金等の返還状況を確認したところ、次のとおりであった。

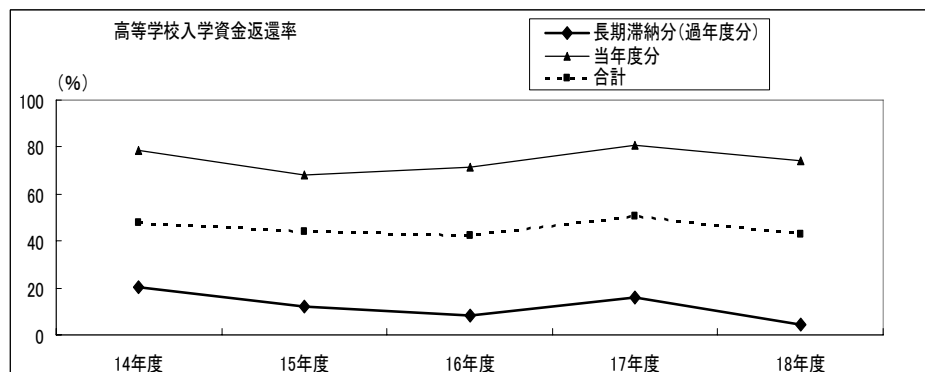
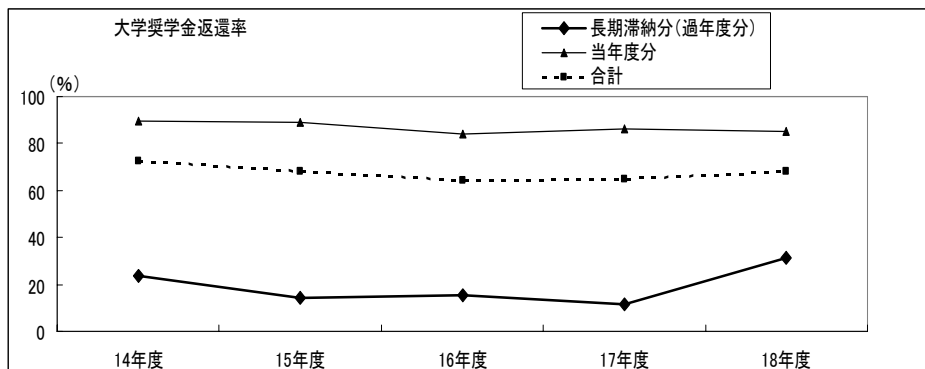
(ア) 大学奨学金の返還率は68.4%、高等学校入学資金の返還率は43.1%にとどまっている。

(イ) そのうち、長期滞納分（過年度分）の返還率は大学奨学金が31.3%、高等学校入学資金は4.4%とさらに低くなっている。

(ウ) 返還予定額（調定額）が全体で約3,223万円に対して、未収額は約1,163万円となっており、そのうち、長期滞納分（過年度分）は約814万円である。

本市の財政が厳しい状況のなかで、未収金を減らし歳入を確保することは重要であり、又、借りたものは返すという当たり前の社会ルールの面から、教育的な課題にとらえ、長期滞納者へ返還義務の履行を厳正に求めることは必要である。

については、長期滞納者（連帯保証人も含む。）などに対する、教育的面を考慮した効果的な債権回収の方法を検討し、返還率の向上に努めることが求められる。（高等学校教育課）



※「長期滞納」の定義

前年度までに返還期日が到来した分

(3) 港南区、緑区及び青葉区

ア 公金外現金の適正な取扱いについて（港南区、緑区及び青葉区）

港南区、緑区及び青葉区の総務部各課において所管している公金外現金の事務33団体（港南区11団体・緑区9団体・青葉区13団体）についてみたところ、「公金外現金事務処理要領」に基づかない次のような不適正な事例が見受けられた。

- (ア) 現金預金出納帳が作成されていないもの
(港南区総務課1団体・緑区地域振興課4団体)
- (イ) 管理している郵便切手について郵券管理簿が作成されていないもの
(港南区総務課1団体・青葉区地域振興課1団体)
- (ウ) 支出伺が作成されていないもの（青葉区地域振興課1団体）
- (エ) 購入代金等の支払を約3か月間立替えていたもの
(港南区総務課1団体・3件)
- (オ) 3区いずれも、18年度の公金外現金の内部監査が行われていなかった。
(港南区総務課、緑区総務課及び青葉区総務課)

については、早急に監査を行うとともに公金同様の厳正な取扱いを図られたい。

(参考) 「公金外現金」とは、

本市以外の各種団体の所有に属する金銭（現金、預貯金、郵便切手等）で、業務の関係上本市職員が出納保管せざるを得ないものをいう。

「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」の適用外の現金で、「公金外現金事務処理要領」に基づき事務処理が行われており、公金と同様、厳正な取扱を行わなければならないとされている。



イ 補助金の執行状況の確認について（港南区、緑区及び青葉区）

補助を受けた団体は、「横浜市補助金等の交付に関する規則」及びそれぞれの補助金交付要綱に基づき、期限内に実績報告書を提出することとされている。

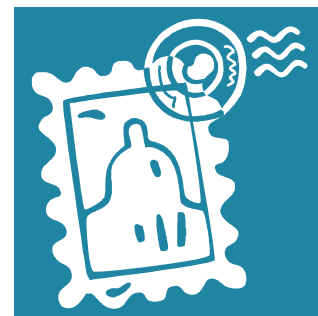
そこで、各区の平成18年度に交付された個性ある区づくり推進費に係る補助金78件についてみたところ、17件について各々の要綱に定められた実績報告書が提出されていなかった。

補助金額を確定し剰余金等の精算を行うため、団体に期限内の実績報告を求められたい。（港南区地域振興課、緑区地域振興課及び青葉区地域振興課）

ウ 郵券等の適正な管理について（港南区、緑区及び青葉区）

区役所各課では、郵送事務に使用するため、郵便切手及び郵便はがき（以下「郵券」という。）を購入している。郵券は郵券管理簿（以下「管理簿」という。）により管理することとされている。

そこで、港南区、緑区及び青葉区の郵券について、出納状況を確認したところ、次のような事例が見受けられた。



(ア) 管理簿の年度繰越に際し、平成18年度末の残数と19年度当初繰越の記載数が一致しないもの（地域振興課は郵券3種類183枚11,250円分、土木事務所は4種類18枚1,530円分）（緑区地域振興課及び緑土木事務所）

(イ) 公用の郵券2種類200枚（16,200円分）について、区が事務局となっている団体に貸し出されていたうえ、うち1種類については30枚が双方の管理簿の貸出枚数と借入枚数が整合しないもの（青葉区地域振興課）

(ウ) 管理簿に登載されている郵券とは別に、所有者が不明の郵券が保管されていたもの（港南区地域振興課）

については、横浜市物品規則に基づき、管理簿により郵券の出納状況、残数を正確に把握するとともに、適切に管理を行われたい。

エ 補助金の精算について（緑区）

緑区では、「緑区広場・はらっぱ事務取扱要領（以下「要領」という。）」により、「十日市場少年スポーツ広場管理運営委員会」に対して補助金（10万円）を交付している。

そこで平成18年度の事務についてみたところ、精算の結果、精算額が補助金額を下まわっているにもかかわらず、要領に定められた補助金の返還を求めていなかった。

については、要領に基づき適正な事務手続を行われたい。（地域振興課）

【対象区が講じた措置内容】

【措置済み】

緑区では、十日市場少年スポーツ広場管理運営委員会に対して余剰金返還について通知し、平成19年12月に返還を受けた。

オ 市民利用施設内への指定管理者等の事務所入居について

（港南区及び緑区）

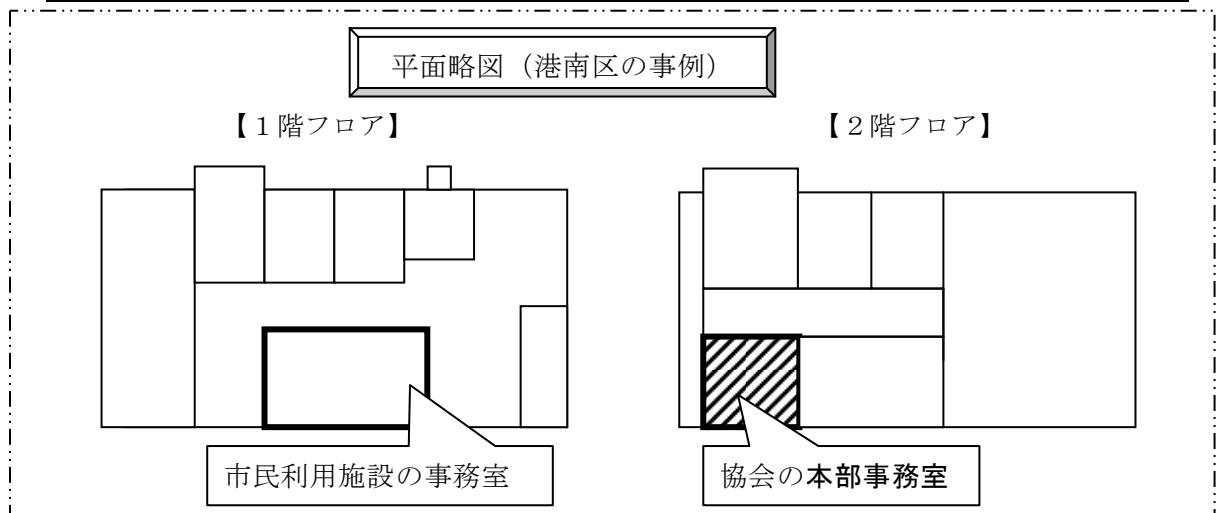
港南区区民利用施設協会、緑区区民利用施設協会及び緑区体育協会の事務所は、それぞれ指定管理者が管理を行う市民利用施設内に入居している。また、横浜市公有財産規則に基づく行政財産の目的外使用許可は、港南区では行われておらず、緑区では行われていたが使用料は免除となっていた。

については、目的外使用の部分を含めて、施設全体の運営経費は指定管理料に含まれていることから、目的外使用を認める部分については明確に区分し、適切に使用料を徴収するとともに、指定管理料の対象からは除外されたい。

（港南区地域振興課及び緑区地域振興課）

【意見】＜地方自治法第199条第10項＞

市民利用施設内に団体事務所の入居を認めることは、施設本来の使用目的ではないため今後のあり方について検討されたい。



【指導事項】

(1) 安全管理局

ア 公印の使用に係る事務処理について

安全管理局では、消防車両等が自動車専用道路等を通行する際使用する有料道路通行券等に公印（安全管理局総務課長印）を事前押印している。

そこで、公印の使用に係る手続を確認したところ、公印事前押印承認申請書による申請など、公印の事前押印の申請手続が適正に行われていなかった。



については、公印の事前押印について、「横浜市公印規則」に基づく適正な手続で行うよう事務処理を改められたい。（総務課）

イ 前渡金受払簿の記載について

安全管理局では、深夜等で公共交通機関が運行されていない時間帯に、職員が共通乗車券の利用ができないタクシーを使用し、緊急参集した場合、領収書と引き換えに現金で当該費用を支払うため、前渡金管理者口座に、2か月ごとに5万円を受け入れている。この資金前渡について前渡金受払簿を確認したところ、直近に受入のあった前渡金の記載が行われていなかった。

については、前渡金事務は、事故防止の観点からも厳格な取扱いが求められるので、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」等に基づく適正な事務手続を行われたい。（危機管理室）【措置済み】

【対象局が講じた措置内容】

安全管理局では、記載が行われていなかった前渡金について、前渡金受払簿に記載した。

ウ 物品管理簿への記載について

「横浜市物品規則」によると、物品管理者は、その保管に係る物品について物品管理簿を備えて管理し、照合、点検及び実態の掌握を容易にするため、物品には備品整理票のちょう付等を行うこととされている。

そこで、物品の管理状況についてみたところ、物品管理簿と物品の照合ができないものがあった。

については、規則に従った適正な物品の管理を行われたい。（危機管理室、港南消防署及び緑消防署）【一部措置済み】

【対象局が講じた措置内容】

港南消防署及び緑消防署では、平成19年11月に保管する物品の整理を行い、備品整理票をちょう付した。

(2) 教育委員会事務局

ア 教育センターにおける物品管理について

研究研修指導課が管理する教育センターの物品管理状況をみたところ、次のとおり不適正な処理が見受けられた。

- (ア) 現行の物品管理簿と旧物品管理規則による備品出納簿を併用しており、新様式に移記するなどの整理を行っていないもの
- (イ) 機構改革の際に配置換となった物品について品目ごとに分類した記載を行っていないもの
- (ウ) 平成16年度から18年度末までの期間における受払は管理簿への記載を行っていないもの

については、横浜市物品規則に基づき、適切に物品の管理を行われたい。

(総務課及び研究研修指導課)

イ 市立学校における薬品の管理について

市立学校で保管している薬品については、横浜市物品管理規則及び学校における薬品の管理要領（以下「管理要領」という）に基づき、各学校で毒物・劇物、その他の薬品の管理を行っている。

そこで、市立学校のうち11校の薬品管理状況を見たところ、次のような状況が見受けられた。

- (ア) 管理簿の全部又は一部に校長の許可印がなかったもの
- (イ) 管理簿の全部又は一部に使用者名が記載されていなかったもの

については、教育委員会事務局は各市立学校へ、薬品について管理要領に従った適正な管理をされるよう指導を徹底されたい。（総務課、学校支援・地域連携課、小中学校教育課、高等学校教育課、健康教育課及び特別支援教育課）



ウ 高等学校の入学選考手数料における現金出納事務について

横浜市立高等学校では、入学選考手数料について、入学志願者が指定金融機関等へ納入することなく直接持参した場合には、現金で領収している。

そこで、平成19年度高等学校入学者選抜に関する各高等学校の現金出納事務についてみたところ、横浜総合高等学校では、受領した現金について、当日中に指定金融機関等へ払い込むことなく保管していた。



現金出納事務については、事故防止の観点からも厳密な取扱いが強く求められるので、確認作業の充実等を含め、適切な事務処理を実施されたい。（横浜総合高等学校及び総務課） **【措置済み】**

【対象局等が講じた措置内容】

教育委員会では、平成19年11月に横浜総合高等学校に現金出納事務手続の指導を実施するとともに、各高等学校に対しても同月の横浜市立高等学校事務長会において、周知徹底を図った。

(3) 港南区、緑区及び青葉区

ア 工事原材料等の適切な出納管理について（港南区、緑区及び青葉区）

土木事務所では、道路・公園・下水道等の維持管理に使用するため、ガードレール、マンホール人孔蓋等をはじめとする多種多様な工事原材料（以下「原材料」という。）を保管している。

そこで、港南、緑及び青葉の3土木事務所について、これらの原材料の保管状況を確認したところ、次のとおり、帳簿上の残高数量と実数とが一致せず出納状況が確認できないものが見受けられた。

(ア) 原材料の払出し等について帳簿に記帳がないものがあり、ほとんどの原材料で数量が一致しなかった。（港南土木事務所） **【措置済み】**

(イ) 下水道工事原材料の帳簿を除いて、帳簿がなかった。したがって、出納状況及び残高数量が確認できなかった。（緑土木事務所） **【措置済み】**

(ウ) 帳簿への記帳は払出し時ではなく、まとめて行われており、一部数量が一致しないほか、帳簿数量がマイナスとなっているものが見受けられた。（青葉土木事務所） **【措置済み】**

については、原材料の受払は適時に帳簿に記帳し、定期的な棚卸確認により在庫を点検することにより、原材料の計画的な執行を行われたい。

【対象区等が講じた措置内容】

- (ア) 港南土木事務所では、平成19年10月に工事原材料について受払を再確認し、「材料出納簿」を整理した。
- (イ) 緑土木事務所では、平成19年11月に平成19年度の「材料出納簿」を作成した。
- (ウ) 青葉土木事務所では、平成19年11月に工事原材料について受払を再確認し、「材料出納簿」を整理した。

イ 土木事務所の備品管理について（緑区及び青葉区）

土木事務所では、車両や発電機、高圧洗浄機などの機材等の物品を多数保管している。

そこで、緑及び青葉土木事務所について、物品管理簿と物品との照合確認を行ったところ、次の事例のほか、台帳への登録が適切に行われていないものが多数見られた。については、横浜市物品規則に基づき、適切に物品の管理を行われたい。

(ア) 所有する監督車5台について、重要物品増減及び現在高報告書による報告は行われていたが、台帳には記載されておらず、また現在保管していないワードプロセッサが5台登録されていたほか、多くの機材について備品整理票等の確認ができなかったもの（緑土木事務所） **【措置済み】**

(イ) グラインダー（研磨機）の一部について保管場所の変更手続を行っていなかったほか、多くの機材について備品整理票等の確認ができなかったもの（青葉土木事務所） **【措置済み】**

【対象区等が講じた措置内容】

- (ア) 緑土木事務所では、平成19年11月に保管する物品の整理を行った。
- (イ) 青葉土木事務所では、平成19年11月に保管する物品の整理を行った。

ウ 土木事務所敷地内の車庫等の公有財産台帳等への登録について（港南区）

港南土木事務所では、敷地内に庁舎のほか、車庫や倉庫等の建物を有しているが、公有財産台帳及び物品管理簿（以下「台帳」という。）を確認したところ、公用車車庫、資材置場、水防倉庫等の建物または構造物が台帳に登録されていなかった。

については、横浜市公有財産規則により公有財産とされるものは公有財産台帳に、横浜市物品規則により公有財産以外の物品とされるものは物品管理簿に、それぞれ適切に登録されたい。（港南土木事務所）【措置済み】



〈公用車車庫〉



〈資材置場〉



〈水防倉庫〉

【対象区等が講じた措置内容】

港南区では、平成19年12月に、公用車車庫、資材置場、水防倉庫等の建物については公有財産台帳へ、プレハブ物置については物品管理簿へそれぞれ登録した。

第2 定期監査(工事・工事テーマ関係)

1 監査の対象及び範囲

主として平成18年4月1日から平成19年8月31日までに契約された工事及び前年度から継続している工事（委託を含む。）について、次の局及び区を対象に、工事全般及び工事テーマ（工事の安全対策等）に係る監査を行った。

- (1) 都市整備局
- (2) 港南区
- (3) 緑区
- (4) 青葉区

＜監査対象工事及び監査実施工事＞

監 査 対 象 局 区	監査対象工事		監査実施工事 (監査対象工事の中から抽出)	
	件 数	工事金額 (契約)	件 数	工事金額 (契約)
都 市 整 備 局	168件	144億 5,631万 1,118円	79件	102億 7,071万 9,103円
港 南 区	156件	15億 9,479万 8,991円	41件	6億 8,841万 5,282円
緑 区	133件	11億 3,605万 3,349円	48件	3億 9,512万 9,912円
青 葉 区	169件	20億 7,530万 758円	52件	7億 378万 649円
計 (抽出率)	626件	192億 6,246万 4,216円	220件 (35.1%)	120億 5,804万 4,946円 (62.6%)

2 主な監査実施工事

(1) 都市整備局

「市道高島台第171号線道路建設工事」、「戸塚駅前地区中央土地区画整理事業都市計画道路柏尾戸塚線深礎擁壁築造工事」、「横浜駅ポートサイド連絡デッキ（仮称）新設工事（下部工その1）」、「東横線地下化跡地整備に伴う道路整備工事」及び「戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業事業計画再検討に伴う施設建築物（公益施設）計画検討委託」

(2) 港南区

「市道笹下第374号線道路整備工事」、「港南土木管内舗装補修（応急修理）工事（その7）」、「港南土木管内防護柵設置工事（その1）」、「港南土木管内下水道修繕工事（その5）」、「日野宮ノ脇公園ほか7公園施設改良工事」及び「港南区街路樹維持業務委託（中部）」

(3) 緑区

「市道北八朔南部第387号線(旧北八朔第453号線)緑区三保町地内道路改良工事」、「緑土木管内道路整備工事」、「緑土木管内舗装補修（応急修理）工事」

（その3）」、「緑土木管内下水道修繕工事」、「白山町第二公園再整備工事」及び「竹山一丁目西公園剪定委託」

(4) 青葉区

「市道黒須田第221号線（旧元石川27号線）道路改良工事」、「青葉土木管内道路整備工事（その2）」、「青葉区あざみ野一丁目地内ほか1か所舗装補修工事」、「青葉土木管内舗装補修（応急修理）工事（その4）」、「青葉土木管内下水道修繕工事（その2）」、「たちばな台第二公園再整備工事（1）」及び「青葉区内親水水路維持管理委託」

3 監査の期間

平成19年9月14日から平成19年12月13日まで

4 監査の方法

(1) 工事全般

監査実施工事の計画、設計、契約、施工管理、安全管理、検査等が適正かつ効率的に執行されているか、また、環境負荷の低減が図られているかについて、関係書類の検査、工事現場の調査等により実施した。

(2) 工事テーマ（工事の安全対策等）

工事の安全対策等の状況について、合規性及び正確性の観点から、次の着眼点に基づいて、工事写真や施工計画書などの関係書類の調査等により実施した。

ア 歩行者の安全にかかわる法令等を遵守しているか

イ 作業の安全にかかわる法令等を遵守しているか

5 監査の結果

対象とした局及び区の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

このほか、港南区、緑区及び青葉区3区の土木事務所の一部事務については、第2回定期監査においても継続して監査を行うこととしたことから今回の報告書には掲載していない。

【指摘事項】

(1) 工事全般

ア 設計関連業務委託の適正な契約手続について（都市整備局）

都市整備局戸塚駅周辺再開発事務所が実施した事業計画再検討に伴う施設建築物（公益施設）計画検討委託の契約関連書類、検査調書及び作業報告書を見たところ、契約締結前に受託業者の業務が行われていた。

適正な契約手続を行うよう改められたい。（戸塚駅周辺再開発事務所）

【措置済み】

【対象局が講じた措置内容】

都市整備局では技術監理担当課が平成19年11月に、局内の全ての工事担当課の代表者に対して、適正な契約手続に関する研修を実施した。また、工事担当各課では平成19年12月に、11月の研修出席者を講師として、課の全職員に対して研修を実施した。

イ 工事費積算の適正化とチェック機能の強化について（港南区）

市道笹下第374号線道路整備工事において、当初設計では発生残土を夜間作業で工事現場から仮置き場に運搬した後に残土処分場に運搬処分する計画であったが、昼間作業で現場に運搬して埋め戻す工法に変更した。しかし、変更設計において残土運搬の積算を夜から昼に変更し忘れるなどしたため、積算額約63万円の過誤が生じた。

今後は適正な設計・積算を行うよう改めるとともに、チェック機能の強化を図られたい。（港南土木事務所） **【措置済み】**

【対象区等が講じた措置内容】

港南区では、平成19年11月の土木事務所道路係長会議で、各土木事務所で適正な積算及び工事の安全管理に関する研修実施を申し合わせ、各土木事務所では11月に道路係及び下水道・公園係の全職員に対して研修を実施した。

(2) 工事テーマ（工事の安全対策等）

ア 歩行者の安全にかかわる法令の遵守について（都市整備局）

都市整備局が発注した交差点部の歩道を拡幅する工事1件において、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、視覚障害者誘導ブロックを横断歩道と接する歩道上に設置すべきであったが、未設置の状態では歩道を使用していることから、早急に是正を図られたい。（鉄道事業課）【措置済み】

【対象局が講じた措置内容】

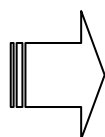
都市整備局では、平成19年11月に視覚障害者誘導ブロックを設置し、技術監理担当課が局内の全ての工事担当課の代表者に対して、安全管理に関する研修を実施した。

また、工事担当各課では平成19年12月に、11月の研修出席者を講師として、課の全職員に対して研修を実施した。

視覚障害者誘導ブロック



実際の状況



改善後の状況

イ 作業の安全にかかわる基準等の遵守について（都市整備局）

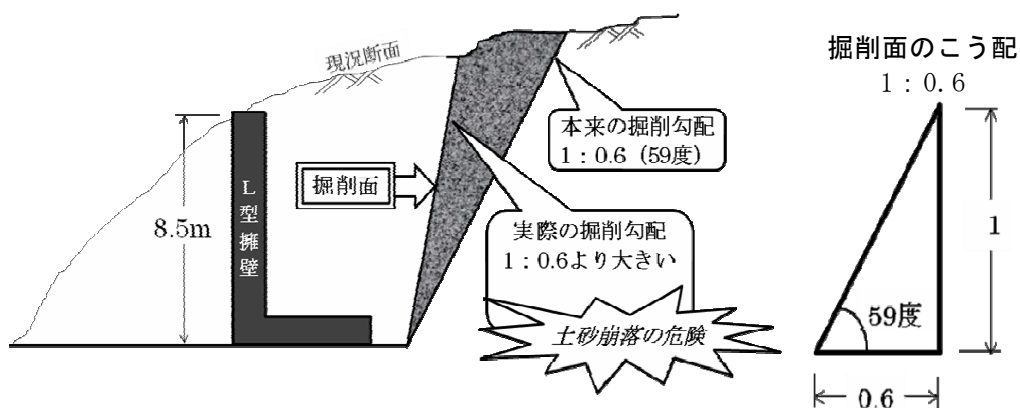
都市整備局が発注したL型擁壁築造工事等のなかに、次のような事例が見受けられたので、安全管理の徹底を図られたい。【措置済み】

(ア) 都市計画道路柏尾戸塚線の新設に伴い発注したL型擁壁築造工事1件において、「横浜市道路局設計業務要領」によると、5m以上の地山（粘性土）を掘削する場合、掘削面のこう配を縦1：横0.6（59度）以下とすべきところ、同勾配を超えて施工していた。

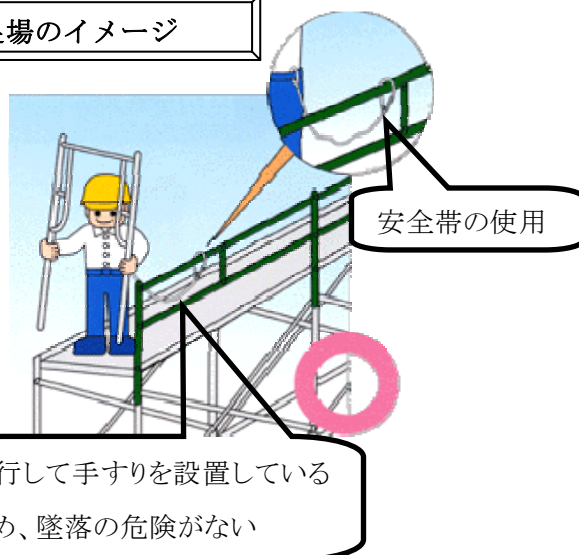
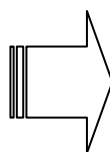
また、同工事において、「横浜市土木工事積算基準・標準歩掛表（土木工事編）」によると、手すり先行型枠組足場を使用すべきところ、単管足場で設計し、施工していた。（戸塚中央区画整理事務所）

- (イ) 「横浜市土木工事共通仕様書」により、施工計画書に作業員全員の参加による安全訓練・教育等の具体的な計画を記載すべきところ、記載していない工事が14件あった。また、その実施状況を記録した資料をしゅん工時に提出すべきところ、提出していない工事が2件あった。（都市再生推進課、鉄道事業課、地域まちづくり課、事業調整課、戸塚中央区画整理事務所）

<参考>掘削面の勾配 「横浜市道路局設計業務要領」



手すり先行工法による足場のイメージ



【対象局が講じた措置内容】

都市整備局では請負人に指示し、平成19年10月に掘削面のこう配を、1:0.6（59度）以下とした。また、技術監理担当課が局内のすべての工事担当課の代表者に対して、安全管理に関する研修を実施した。更に、工事担当各課では平成19年12月に、11月の研修出席者を講師として、課の全職員に対して研修を実施した。

ウ 作業の安全にかかわる法令等の遵守について（港南区、緑区及び青葉区）

土木事務所が発注した小規模な道路工事等のなかに、次のような事例が見受けられたので、安全管理の徹底を図りたい。【措置済み】

- (ア) 街路樹等のせん定委託3件において、「労働安全衛生規則」に基づき、高さ2m以上でせん定作業を行う場合は、作業員が墜落による危険を防止する安全帯を使用すべきところ、使用していなかった。（緑土木事務所1件、青葉土木事務所2件）



- (イ) 住宅地の舗装補修工事1件において、「道路交通法」による所轄警察署長との協議書に基づき、作業か所の前後に交通誘導員を配置すべきところ、配置せずに作業を行っていた。（青葉土木事務所）

- (ウ) 「横浜市土木工事共通仕様書」に基づき、施工計画書に作業員全員の参加による安全訓練・教育等の具体的な計画を記載すべきところ、記載していない工事が82件（港南土木事務所31件、緑土木事務所21件、青葉土木事務所30件）あった。

また、その実施状況を記録した資料をしゅん工時に提出すべきところ、提出していない工事が46件（港南土木事務所12件、緑土木事務所15件、青葉土木事務所19件）あった。

【対象区等が講じた措置内容】

港南区、緑区及び青葉区は、平成19年11月の土木事務所道路係長会議で、各土木事務所です工事の安全管理に関する研修を実施する旨を申し合わせ、各土木事務所では11月に、道路係及び下水道・公園係の全職員に対して研修を実施した。

【指導事項】

(1) 工事全般

ア 適切な工事の成績評価について（港南区、緑区及び青葉区）

「横浜市請負工事検査事務取扱規程」では、「技術検査員及び監督員は、それぞれ、検査完了後に、直ちに、別に定める評定基準により、厳正に当該工事の評定を行い、書面をもって、その結果を工事担当局長に報告しなければならない。」とされており、当初契約金額 500万円以上の工事については、担当監督員など4人の職員が、工事成績評価基準（以下、「評価基準」という。）により採点を行っている。

そこで、工事の安全管理等に関する項目の評価等についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、改められたい。【措置済み】

- (ア) 評価基準の下請負人に関する2つの評価項目について、下請負がある工事にもかかわらず、1項目又は2項目とも下請負がない場合の評価である「対象外」としていたもの（青葉区すみよし台地内舗装補修工事など7件）（青葉土木事務所）
- (イ) 評価基準の安全教育・訓練等の項目について、記録が整備されていないにもかかわらず、整備されていると評価していたもの（港南区8件、緑区9件、青葉区8件）（港南・緑・青葉土木事務所）

【対象区等が講じた措置内容】

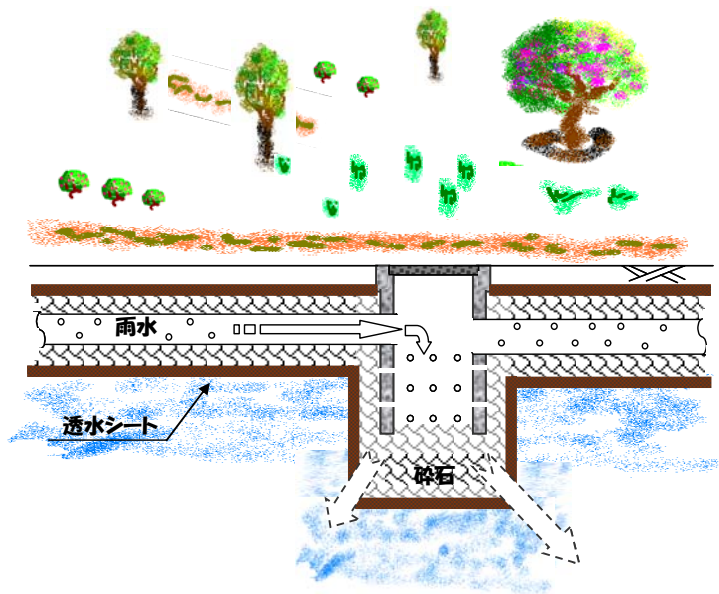
港南区、緑区及び青葉区は平成19年11月の土木事務所道路係長会議で、各土木事務所では適正な工事の成績評価に関する研修を実施する旨を申し合わせ、各土木事務所では11月に、道路係及び下水道・公園係の全職員に対して研修を実施した。

イ 公園再整備工事等での雨水浸透ますの設置について（緑区）

緑土木事務所発注の白山町第二公園再整備工事では、雨水ますを設置する工種で雨水浸透ますを設置する適地であったが設置していなかった。

今後、公園再整備工事等で雨水ますを設置する場合、浸透施設設置判断マップ、現地調査等により判断を行った上で雨水浸透ますを設置するとともに、公園工事担当職員に一層の周知徹底をされたい。（緑土木事務所）【措置済み】

参考：雨水浸透ますの概念図



【対象区等が講じた措置内容】

緑区では、平成19年11月に環境創造局技術監理課と協議を実施し、12月に今後の雨水浸透ますの設置を含む公園再整備工事等の設計図を作成した。

緑区は、平成19年11月の土木事務所道路係長会議で、雨水浸透ますの重要性を理解し、公園での設置を推進するための研修を実施する旨を申し合わせ、各土木事務所では11月に、道路係及び下水道・公園係の全職員に対して研修を実施した。

第3 財政援助団体等監査

1 監査の対象及び範囲

主として平成18年4月1日から平成19年8月31日までに執行された出納その他の事務について、次の団体において監査を行った。ただし、財政援助団体については本市からの財政援助に係る事務、公の施設の管理団体については次に掲げた公の施設の管理に係る事務について、監査を実施した。

(1) 出資団体

- ア 横浜市信用保証協会（経済観光局）
- イ 財団法人横浜企業経営支援財団（経済観光局）
- ウ 財団法人三溪園保勝会（経済観光局）

(2) 財政援助団体

- 株式会社横浜国際平和会議場（経済観光局）

(3) 公の施設の管理団体

- ア 株式会社横浜国際平和会議場
公の施設：臨港パーク及び国際交流ゾーン（港湾局）
- イ ぷかり栈橋共同事業体
公の施設：みなとみらいさん橋及び同付属旅客施設 5施設（港湾局）

2 監査の期間

平成19年9月14日から平成19年12月13日まで

3 監査の方法

今回の監査は、「監査の対象及び範囲」に示した団体の事務及び当該団体に関する局の事務が、関係法規、財務関係規程等に基づき適正に執行されているか、補助金等は交付条件に従って使用されているか、公の施設の管理は委託契約等に基づき適正に実施されているか、などについて実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

4 監査の結果

対象とした団体の事務及び当該団体に関する局の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認め

られたので、局にあっては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあっては局の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

(1) 財団法人横浜企業経営支援財団（経済観光局）

ア 補助金の執行状況の確認について（所管局に対するもの）

補助金交付要綱（「財団法人横浜産業振興公社補助事業要綱」）に基づき支出されている、平成18年度の補助金（14事業。執行済額約30億7,163万円）についてみたところ、残金を戻入した4事業（執行済額約2,568万円）の収支計算書は提出されていたが、全額執行済みで戻入が無かったとされる10事業（執行済額約30億4,595万円）は、個々の収支計算書が提出されていなかった。

「横浜市補助金等の交付に関する規則」では、「補助事業者等は、補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書等を市長に提出することとされているが、補助金交付要綱には規定がなかった。

については、補助金交付要綱に決算報告に関する手続を規定するとともに、補助対象事業に関する収支計算書を提出させるなど、各補助金の執行状況の確認を適切に行うよう改められたい。（経営・創業支援課）

【指導事項】

(1) 横浜市信用保証協会（経済観光局）

ア 決算での未払費用の計上もれについて（団体に対するもの）

横浜市信用保証協会は、経理処理要領により、決算日までに確定している経費は未払費用として計上することになっている。

平成18年度決算では、平成19年3月までに確定した以下の費用について未払費用を計上すべきところが未計上となっていたので、財政状態を適正に表示するために、決算ではチェックを徹底し計上もれがおきないようにする必要がある。（金融課）

費 目	金 額 (千円)
営 繕 費	6 1 1
委 託 費	1 4, 5 2 7
債権管理費	4, 1 5 0
賃 借 料	1, 5 8 5
合 計	2 0, 8 7 5

(2) 財団法人横浜企業経営支援財団（I D E C）（経済観光局）

ア 未収金の計上もれについて（団体に対するもの）

金沢ハイテクセンター・テクノコアに入居する企業からの賃借料・共益費等の入金状況をみたところ、平成18年7月分以降の賃借料等を滞納したまま現在所在不明になっている企業が1社あったが、その滞納額約245万円が未収金として決算書に計上されていなかった。

については、未収金として記帳し、当該年度の債権を適切に計上する必要があると認められた。（経営・創業支援課）【措置済み】

【対象局等が講じた措置内容】

経済観光局では、財団法人横浜企業経営支援財団に対して、債権を適切に計上するよう指導し、財団法人横浜企業経営支援財団は、平成19年12月に当該滞納額を未収金として記帳した。

イ 横浜企業経営支援財団に対する財政支援について（所管局に対するもの）

経済観光局では、自主的・自立的経営の促進の観点から、I D E Cの事業の見直しに取り組み、平成19年度から産業活性化資金融資事業を拡充し、財団の財源を確保する一方で、人員配置の適正化などによる運営経費等の削減に取り組むことにより、平成23年度までに補助金（運営費・事業費）を全額削減することを中期計画の目標に掲

げている。

平成19年度予算では、産業活性化資金融資事業の拡充により約2億4千万円の収入が見込まれるが、運営経費等の削減により、補助金交付額は前年比で約4億円が減額されることになっている。

経済観光局では、今後とも財団事業の見直しに取り組み、補助金を削減するとしているが、財団の経営努力にも配慮しつつ、引き続き収支が適正な水準となるよう適時検討することが望ましい。（経営・創業支援課）

(3) 財団法人三溪園保勝会（経済観光局）

ア 補助対象事業の収支確認の徹底について（所管局に対するもの）

経済観光局は、平成18年度に財団の鶴翔閣運営事業の収支不足額に対する補助金を、収支決算及び事業報告書の提出、剰余金が生じたときの返還を条件として交付した。

財団が経済観光局に提出した「平成18年度横浜市補助事業報告書」には、鶴翔閣運営事業に関する収支報告が適確に記載されていなかった。

また、鶴翔閣運営事業の収支について精査した結果、約114万円の剰余金があった。

については、再度収支実績を報告させ、適切な補助金の執行状況を確認した上で、精算を行われない。

（観光交流推進課）【措置済み】

【対象局が講じた措置内容】

経済観光局では、財団から再度収支報告を受け、補助金の執行状況の審査・確認を行い、平成19年12月に補助金の返還を受けた。



〈楽室棟の使用例〉

出典：三溪園ホームページ

(4) 株式会社横浜国際平和会議場及びぷかり棧橋共同事業体（港湾局）

ア 基本協定等における指定管理対象の適切な記載について

（団体及び所管局に対するもの）

臨港パーク、国際交流ゾーン並びにみなとみらいさん橋及び同付属旅客施設については、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

そこで、各施設の基本協定書等について確認したところ、管理する施設についての記載で、一部に次のような事例が見受けられたので、適切に記載するよう改められたい。（北部管理課）



〈モニュメント〉

(ア) 管理対象施設のうち、管理対象から除外すべきモニュメントがあることについて記載がなかったもの（臨港パーク）

(イ) 管理対象設備一覧として、空調設備、給排水衛生設備、昇降機設備等について記載がされていなかったもの（国際交流ゾーン）

(ウ) 指定管理経費により購入した備品を、備品台帳に記載し引き継ぐことになっているが、備品について定義がなかったもの（3施設共通）また、帰属不明の物品が見受けられたもの（国際交流ゾーン並びにみなとみらいさん橋及び同付属旅客施設）

＜指定管理者＞臨港パーク及び国際交流ゾーン：株式会社横浜国際平和会議場
みなとみらいさん橋及び同付属旅客施設：ぷかり棧橋共同事業体

イ 指定管理者における基本協定等に基づく業務の履行確認について

（団体及び所管局に対するもの）

臨港パーク、国際交流ゾーン並びにみなとみらいさん橋及び同付属旅客施設については、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

そこで、指定管理者による業務の履行状況についてみたところ、本市と指定管理者との間で締結した基本協定書の仕様書の認識不足等により、利用料金の設定にあたっての市の事前承諾など必要な手続が行われていなかった事例や、施設管理業務の一部について、履行内容が過分であったり不足があったことで結果として不十分であったものなどが見受けられた。

については、指定管理者は基本協定等を遵守し、適切に業務を履行されたい。また、本市は、指定管理者と、基本協定等の業務内容について精査するとともに、指定管理者の業務の適切な履行確認に努められたい。（北部管理課）

＜指定管理者＞臨港パーク及び国際交流ゾーン：株式会社横浜国際平和会議場
みなとみらいさん橋及び同付属旅客施設：ぷかり棧橋共同事業体

『監査を終わって…』

平成19年度第1回定期監査及び財政援助団体等監査は、合規性・正確性・安全性の観点からの監査を基本としながら、一部は3E（経済性・効率性・有効性）の観点からも監査を行いました。

その結果、①公金外現金については、事務処理要領に基づく公金と同様の事務取扱が行われていない事例が多数ありました。②一部の前渡金口座には、理由なく現金が長期間留め置かれていました。③その他、現金や金券類の取扱いが規則どおりに行われていない所属もありました。

これらの指摘した事項は、財務事務の基本的なことばかりであることから、知識だけでなく公金を預かる自覚が欠けていると言わなければなりません。これらの事例を教訓として、財務事務の基本や心構えを身に付けるための職場における実務研修の充実など、具体的な改善策の実施を期待しています。

また、今回の監査では、組織や制度の合理化に資する観点から監査委員意見（地方自治法第199条第10項）として3件の意見を付しています。厳しい財政事情の中で難しい自治体経営が行われていることから、監査の果たす役割についても、従来の方法に安住することなく、一歩ずつでも前進や変化することが必要と考えています。

最後になりますが、何度も指摘を行っているにもかかわらず、相変わらず、不適切な補助金執行や行政財産の使用、財産管理上の不備など、毎回のように指摘事項があり一向に改まる様子がありません。指摘された区・局だけの問題とせず、共通の課題として皆さんの心のうちにしっかりと刻み、全庁的に取り組む『他山の石』とするとともに、より一層の内部統制の充実を求めるものでございます。

平成20年 1 月15日

横浜市監査委員	布 施	勉
同	須須木	永 一
同	山 口	俊 明
同	福 田	進
同	和 田	卓 生

発行：横浜市監査事務局 発行日：平成20年1月15日
所在地：〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話：045(671)3363 FAX：045(664)2944
電子メール：ka-shomu@city.yokohama.jp

◆ **横浜市監査事務局のホームページ**
<http://www.city.yokohama.jp/me/kansa/>

環境行動都市へ向け
ハマッ子が行動します！ **ヨコハマはG30**


古紙配合率100%再生紙を使用しています